二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　　高馬防上沢
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　　イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
静岡県下田市高馬
　一一五番及び一一六番
　一一九番及び一二〇番
　一〇〇二番
　　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
静岡県下田市高馬
　九八九番　一号及び二号
　九九〇番　三号
　一〇〇二番　四号
　一〇〇三番　五号

○国土交通省告示第九百十号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
　平成二十九年十月十二日
国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　森の前川

二　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地（昭和三十九年建設省告示第九号で指定した土地の区域を除く。）
滋賀県長浜市余呉町坂口
　字森ノ上　三三七番二
　　三三二番三
　　三三八番三
　　三三八番四
　　三四三番四
　　三四三番五
　字南片　四〇二番三
　　四〇三番二
　　四〇四番
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を平成十九年国土交通省告示第二百八十七号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
滋賀県長浜市余呉町坂口
　字中谷　三七〇番　一号から三号まで
　字南谷　三六九番　六号及び七号
　字平林　三五四番　八号
　　三六二番　九号及び十号
　字森ノ上　三九三番　十一号
滋賀県長浜市木之本町黒田
　字中ノ谷　二四八一番　四号及び五号

○国土交通省告示第九百十一号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
　平成二十九年十月十二日
国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　上大谷川

二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
愛媛県大洲市東宇山
　甲二四八番二　一号
　乙五六〇番　二号及び三号
　甲二四二番　四号
　乙四四番一　五号
　甲二四五番三　七号
愛媛県大洲市新谷
　丙一〇四四番五　六号

○東北地方整備局告示第二百十五号

　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。
　平成二十九年十月十二日
東北地方整備局長　津田　修一

第１　起業者の名称　福島県

第２　事業の種類　毛萱仏浜地区海岸公共災害復旧工事（福島県双葉郡富岡町大字仏浜字釜田地内から同町大字毛萱字前川原地内まで）並びにこれに伴う普通河川付替工事及び附帯工事

第３　起業地

１　収用の部分　福島県双葉郡富岡町大字仏浜字釜田並びに大字毛萱字浜畑及び字前川原地先海浜地並びに大字毛萱字浜畑地先海浜地及び字前川原地先海浜地

２　使用の部分　福島県双葉郡富岡町大字仏浜字釜田並びに大字毛萱字浜畑及び字前川原地内

　福島県双葉郡富岡町大字仏浜字釜田地先海浜地並びに大字毛萱字浜畑地先海浜地及び字前川原地先海浜地

第４　事業の認定をした理由

　申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

　申請に係る事業は、福島県双葉郡富岡町大字仏浜字釜田地内から同町大字毛萱字前川原地内までの延長1,215ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「毛萱仏浜地区海岸公共災害復旧工事並びにこれに伴う普通河川付替工事及び附帯工事」（以下「本件事業」という。）である。

　本件事業のうち、「毛萱仏浜地区海岸公共災害復旧工事」（以下「本体事業」という。）は、海岸法（昭和31年法律第101号）第２条第１項に規定する海岸保全区域内にある海岸保全施設に関する事業であり、法第３条第10号の２に掲げる海岸法による海岸保全施設に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第２号に掲げる公共の利害に関係のある河川に関する事業に該当する。さらに、本体事業の施工に伴う附帯工事として行う工事用道路の設置工事は、法第３条第35号に掲げる事業に該当する。

　したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

　起業者である福島県は、既に本件事業を開始していること、海岸法第３条第１項の規定に基づき福島県知事が指定した海岸保全区域であること、同法第５条第１項の規定により海岸保全区域の管理は、都道府県知事が行うものとされていることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

　したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

　福島沿岸は、福島県相馬市の茶屋ヶ岬から茨城県境までの延長約139kmの海岸であり、このうち、福島沿岸富岡海岸毛萱仏浜地区海岸は、双葉郡富岡町に位置する全長1,261ｍの海岸である。

　福島県沿岸部は、豊かな漁場環境を活かした水産業が盛んな地域であるが、太平洋に面していることから、これまでも津波等による被害に見舞われており、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波では、多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けている。

　福島沿岸の海岸保全対策は、東北地方太平洋沖地震に伴う津波による被害を契機とし、平成25年４月に変更された福島沿岸海岸保全基本計画に基づき、明治三陸タイプの地震に伴う津波及び高潮に対応した堤防高であるＴ．Ｐ．（東京湾平均海面）＋8.7ｍを確保することを目標として、順次、海岸改修が実施されているところである。

　本件事業は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、既設堤防が破堤等したことから、津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺において、その被害を軽減し、周辺住民の生命及び財産を保全するために計画された海岸改修事業である。

　本件事業の完成により、新たに設けられた防護水準の堤防が整備されることから、津波及び高潮による被害の軽減に寄与することが認められる。

　したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

　本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成27年１月に、任意で工事実施に伴う騒音及び振動による影響、動植物に関する調査等を実施しており、その結果によると、騒音及び振動については法令に定められた基準を満足するとされている。